

寺尾社労管理事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-8-2 MYF新宿御苑二番館301号

Tel:03-3355-3012 / Fax:03-3355-3019 / E-mail:info@sharoukanri.jp / URL:http://www.sharoukanri.jp

企業様とのコミュニケーションを最重視した、何でも気軽に相談できる社労士です。



昨今は、経済情勢の影響もあり、労務管理や助成金に関するご相談が多く寄せられています。各事例ごとの経験や情報を豊富に持ち合わせている当事務所では、ご相談のひとつひとつに対し、丁寧に、的確なアドバイスを行い、親しみやすい対応で期待以上の結果をお約束いたします。

【主な業務】

- 就業規則の作成、改定
 - 助成金のご提案、申請代行
 - 残業問題・解雇トラブルなどの労働問題の防止
 - 社会保険料の適正手続
 - 従業員の採用、退職、ケガや病気に伴う手続き
 - 給与計算
 - 高齢者活用（賃金設計）のアドバイス
- など

未払い残業代対策はお任せください。

年間100万件を超えるようになった労働相談では、解雇や残業代についてのトラブルが大半を占めています。また、今年は労働基準法が改正され、「労働時間」についての正しい理解と対処がますます求められるようになりました。当事務所では、未払い残業代対策として、企業様の労働時間制度に合わせた、固定残業代の導入を進めております。残業代を「予算化」し、無用なトラブルを回避します。

従業員の入・退社などの各種手続きは、専門家へのアウトソーシングが必須です。

非正規社員や外国人労働者の増加に伴い、給与計算や社会保険手続きの実務では様々なケースが発生し、複雑化しています。入退社や保険料の申告手続き、給付金の手続きでは期日管理が大変重要となり、実務担当者の負担は想像以上のものがあります。一方で、企業間の競争は日々激化するなか、中小企業ではその経営資源を少しでも本業へ振り向けたいのが本音です。当事務所では、負担の増すこれら間接部門の一括アウトソーシングをご提案し、企業様が本業へ集中できる環境整備のお手伝いをいたします。

「人」をきちんと評価する会社作りのお手伝いをいたします。



人事評価制度は、会社が100あれば100通り存在するものです。特に中小企業においては、大企業の制度をそのまま自社に導入したり、一般的な制度を導入したのでは、かえって混乱をきたし、すぐに運用出来なくなります。当事務所では、企業様の規模や課題に合わせ制度を作成し、無理なく運用できるようコンサルティングを行っております。



Terao Mitsuhiro
寺尾 光広

平成13年社会保険労務士試験合格。平成20年5月開業登録。独立後は、雇用調整助成金などの助成金申請業務を中心に、就業規則や労働契約書の整備、未払い残業代に備えた固定残業代の導入など実績あり。給与計算などのアウトソーシング業務も多数受託。